

事業主の方へ(申請記入にあたってのお願い)

傷病手当金申請書(事業主記入用)の①新型コロナウイルス感染症(疑いを含む)の療養のため休んだ日と②直近3か月の勤務状況及び②の期間のうち課税対象となる賃金支給状況についての記入については、原則として次のような考え方となりますので、よろしくお願いいたします。

また、①については、新型コロナウイルス感染症の療養のために休んだ日(勤務を予定していた日であったが療養のために休んだ日)で無給休暇の日について×印を記入し、元々勤務を予定していなかった日(日曜日、祝日等の公休日)は含めませんので×印は記入しないようお願いします。

○賃金の支給が月末締めの場合

・新型コロナウイルス感染症の療養のため休んだ日	休みの開始日が9月中
・療養した日の直近3か月の勤務状況	6/1～30、7/1～31、8/1～31
・療養した日の直近3か月の賃金支給状況	6/1～30、7/1～31、8/1～31

○賃金の支給が毎月15日締めの場合

・新型コロナウイルス感染症の療養のため休んだ日	9月16日～10月15日
・療養した日の直近3か月の勤務状況	6/16～30、7/1～31、8/1～31、9/1～30
・療養した日の直近3か月の賃金支給状況	6/16～7/15、7/16～8/15、8/16～9/15

・新型コロナウイルス感染症の療養のため休んだ日	8月16日～9月15日
・療養した日の直近3か月の勤務状況	5/16～31、6/1～30、7/1～7/31、8/1～8/31
・療養した日の直近3か月の賃金支給状況	5/16～6/15、6/16～7/15、7/16～8/15

・新型コロナウイルス感染症の療養のため休んだ日	7月16日～8月15日
・療養した日の直近3か月の勤務状況	4/16～30、5/1～31、6/1～30、7/1～31
・療養した日の直近3か月の賃金支給状況	4/16～5/15、5/16～6/15、6/16～7/15

○その他の日が締め日となっている場合の考え方も同様となります。

○入社(雇用開始)してから3か月に満たない場合は、入社した日からの勤務状況及び賃金支給状況を記入してください。